

社会福祉法人和寿園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和寿園（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の総額の範囲)

第3条 役員に対して、各年度の総額が、1,800,000円を超えない範囲で別表1に定める支給の基準にしたがって算定した額を、報酬として支給することができる。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当及び宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対して、本規定に基づく役員報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、当該会議に出席した都度、支給する。
- (2) 理事長の報酬は、月の最終出勤日に支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行し、平成29年4月1日から遡及適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表Ⅰ（役員等の報酬）

（１）理事長

	金 額
月額報酬	50,000円

（２）評議員

	金 額
評議員会への出席	10,000円／1回

（３）理事

	金 額
理事会等への出席	10,000円／1回

（４）監事

	金 額	
監事監査	18,000円／1回	
理事会・評議員会への出席	10,000円／1回	

- ① 理事長は原則週1回以上出勤するものとする。
- ② 議決を伴わない理事等の会議を理事定例会とする。
- ③ その他の会議等については、本表を基準とし、その都度理事長が定める。
- ④ 評議員会及び理事会の同日開催について理事の報酬等は重複支給しない。
- ⑤ 第5条については、理事会への出席についてのみ報酬を支給するものとする。